

辰野町体験型インターンシップ活用促進事業補助金交付要綱

平成 27 年 10 月 20 日

告示第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、辰野町体験型インターンシップ活用促進事業実施要綱（平成 27 年辰野町告示第 28 号。以下「実施要綱」という。）に基づき体験型インターンシップを活用した町内の中小企業等の事業者に対し、予算の範囲内において辰野町体験型インターンシップ活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、辰野町補助金等交付規則（昭和 54 年辰野町規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、障がい者とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 4 条に規定する者又は療育手帳交付要綱(昭和 50 年長野県告示第 192 号)により療育手帳の交付を受けている者をいう。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、実施要綱に基づいて実習生の受入れを行った事業者で町税を滞納していないものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の交付額は、1 人 1 日当たり 5,000 円に実習日数を乗じた額とする。ただし、障がい者を受け入れた場合は、1 人 1 日当たり 6,000 円に実習日数を乗じた額とする。複数の実習生を受け入れた場合は、それぞれ算出した額を合算した額とする。

(認定の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、実習生を受け入れる日の 10 日前までに、辰野町体験型インターンシップ活用促進事業実施認定申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請し、その認定を受けなければならない。

- (1) 体験型インターンシップ活用内容がわかるもの
- (2) その他町長が特に必要と認めるもの

(認定書の交付)

第 6 条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、前条の規定による申請を行った者に対し、辰野町体験型インターンシップ活用促進事業実施認定書（様式第 2 号）を交付するものとする。

(交付の申請)

第 7 条 前条の規定による認定を受けた者は、体験型インターンシップ活用促進事業の終了後速やかに、辰野町体験型インターンシップ活用促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 3 号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 体験型インターンシップ活用内容がわかるもの
- (2) 障がい者を受け入れた場合は、障がい者であることがわかるもの
- (3) その他町長が特に必要と認めるもの

(交付の決定)

第 8 条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付

及び額の決定又は補助金を交付しない旨の決定をし、辰野町体験型インターンシップ活用促進事業補助金交付決定書兼確定通知書（様式第4号）又は辰野町体験型インターンシップ活用促進事業補助金交付申請却下通知書（様式第5号）により、前条の規定による申請を行った者に対し、その旨を通知するものとする。

（交付の請求）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の請求をしようとするときは、辰野町体験型インターンシップ活用促進事業交付請求書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

（交付の決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 町長は、補助事業者が偽その他の不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日に限り、その効力を失う。